

光武帝期の官制改革とその影響

植松, 慎悟
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25868>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 39, pp.1-30, 2011-05-01. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

光武帝期の官制改革とその影響

植松 慎悟

はじめに

表題に掲げた光武帝期（二五～五七）の官制改革は、これまでの研究では必ずしも重視されてこなかった¹⁾。しかしながら、近年の漢代史研究においては、前漢末～後漢初にかけて官制・礼制などの諸改革が進展し、国家の体制が儒家思想の枠組みにもとづいて再編されたという見解が提出されている。その代表的なものとしては、元帝初元三年（前四六）～明帝永平二年（後五九）にかけて「古制」・「古典」にもとづく国制が整備され、礼制と法制との入り組み構造という中国固有の伝統的な上部構造がこの時期に形成されたとする渡辺信一郎氏²⁾、元帝期以降における礼制・官制の諸改革により儒家の主張する礼制が形成され、この礼制を受容した漢の皇帝は「受命天子」としての権威を獲得したとする保科季子氏³⁾、漢代の支配機構が成帝綏和元年（前八）の印綬制度の改革により「封建擬制」（官長が封建制における諸侯に擬せられ、官僚制が封建制に擬えられること）⁴⁾というかたちをとったとする阿部幸信氏⁵⁾、章帝建初四年（七九）の白虎観会議にもとづく『白虎通義』の内容と当時の国家制度とが密接な関係をもっていたとする渡邊義浩氏⁶⁾など、諸氏の研究が挙げられる。

ただし、右に挙げた諸研究で着目されているのは、渡邊義浩氏を除けば、主に前漢末～王莽新における諸改革である。つまり、光武帝が建国した後漢については、独自の展開が見出されるというより、前漢末以降の潮流を受け継いでいる

という面が強調されているのである。前漢末く後漢初における国家体制の再編に注目する研究において、とくにその一翼を担う官制について言えば、当該期の官制が実際には如何に機能したのかという点、前漢から後漢にかけて官制が如何に変遷したのかという点などは必ずしも十分に解明されている訳ではないのである。

さて、官制史上の展開を理解するうえで、重要な指摘を行っているのが和田清氏である。かつて和田氏は、中国史における官制発達の過程に見られる特色として「官制の波紋的循環発生」を提唱された。これについて、和田氏は、

天子の側近の私的の微臣が次第に権力を得て、表面の大官を壓し、やがて之に取って代ると、又その裏面に私的な実権者を生じ、それが発達して表面の大官となり、絶えず之を繰返すことである。

と説明されている。(以下、この所説を「波紋的循環発生」論と称す)。和田氏はその具体例として、中央官制では宰相の変遷(秦漢の丞相、隋唐の尚書・中書・門下、宋の宰相同平章事・同中書門下平章事、翰林学士院・枢密使、元の中書省・丞相、明の内閣大学士、清の軍機処大臣)、地方官制では地方長官の変遷(秦漢の郡太守と州刺史、魏晉南北朝の持節都督、隋唐宋の諸使、明清の總督・巡撫)を示されている。

この「波紋的循環発生」論に対し、富田健之氏はつぎのような二つの問題点を指摘されている⁷⁾。その一は、「波紋的循環発生」論では中国官制の「発達」が単なる量的拡大の歴史へと矮小化されてしまいかねず、中国官制の質的發展が解明できないであろうこと、その二は、「波紋的循環発生」論は一種の「結果」論であり、官制史上の展開が当該時代においてもつ意義も、さらにはその総体としての中国官制の歴史の意味も解明できないであろうことである。そのうえで、富田氏は漢代における内朝・外朝および尚書の問題を取り上げ、中央政府の国政担当機能の実態について追究されている。具体的には、前漢の武帝期以降、三公(前漢では丞相)以下の官僚機構が国政運営機能を高める一方、尚書は皇帝と一体化した官房機能(皇帝官房)を担い、皇帝はこの尚書を通じて組織的に三公以下の官僚機構を統御運用し、それによって国政を運営していく新しい支配体制が前漢後期から後漢前半期にかけて形成され、その確立は順帝期(一二六―一四四)に求められるとする(氏はこの新しい支配体制を尚書体制と呼称する)。

「波紋的循環発生」論は中国官制の発達過程を通史的に、かつ各時代の中央官制・地方官制を概括的に捉えて導き出されたものであり、中国官制の歴史的展開を理解するうえで、大きな有効性をもつと考えられるが、その一方で、富田氏が指摘するように、「波紋的循環発生」論では必ずしも重視されてはいない、中国官制の質的発展、あるいは各時代における官制史上の展開がもつ個々の意義について研究を深化させる必要があるであろう。

本稿の取り上げる漢代においては、先に述べた如く前漢末〜後漢初における国家体制の再編における官制の具体相について、いまだ検討の余地が残されている。一方、富田氏は、宰相たる三公とは異なる役割を期待されていた皇帝官房としての尚書に着目し、前漢後期から後漢前半期という長期的な観点から尚書体制の形成を明らかにされている。本稿では富田氏の驥尾に付しつつ、漢代における官制の質的発展について二つの点から再検討を加えてみたい。その一は中央官制と地方官制の両者を考察し、両者の関連性を解明すること、その二は漢代の官制史上における光武帝期の画期性を解明することである。この際、本稿の考察において筆者は富田氏が中心的な考察対象とした尚書とともに、これまで拙稿^⑤で論じてきた地方官制の州刺史についても着目しようと思う。漢代において、刺史を長官とする州はその監察機能をもとに、地方行政の中心的役割を果たしていた郡県とは異なる側面から地方統治に寄与していたと言えるが、筆者はこうした刺史の役割は、中央官制において尚書が宰相としての三公とは異なる役割（皇帝官房）を果たしていた展開と通底するものがあるのではないかと考えるのである。換言すれば、中央の尚書と地方の刺史とは国家構造の変容に対応し足並みを合わせて皇帝を輔翼するものとして立ち現れてきたのではないか。そして、それが明確に組織として確立されてくるのが両漢交替期^⑥における群雄割拠の状況をへて、後漢という統一帝国が再建された光武帝期なのではないか。筆者はこのような見通しをもつのであるが、本稿はそれが光武帝による皇帝親政のもと、確立されていく具体相を明らかにしようとするものである。

如上のような問題意識のもと、本稿ではそれを、三公と尚書を中心とする中央官制、郡県と州を中心とする地方官制の順に考察し、両者の関連性に注目しつつ、光武帝期の官制改革がもつ歴史的意義を明らかにする。

一 光武帝期の中央官制 —三公と尚書—

これまで漢代の中央官制については、宰相たる三公と元来皇帝の秘書官であった尚書との関係が国政運営においてどのように展開したのかという点が、その重要な論点の一つであった。故に、本節でも光武帝期における中央官制のうち、三公と尚書を取り上げる。

従来、武帝期以降、国政の実権が三公以下の官僚機構（外朝）から尚書を中心とする内朝へ移行し、その結果、外朝には単なる執行機関化したとされる¹⁰。これに対し、近年の研究では三公は内朝に実権を奪われたとされてきたが、実際には漢代を通じて国政運営の中心的役割を果たしていたとする点¹¹、内朝と外朝は必ずしも対立関係にあったのではなく、相互補完的な関係にあったとする点¹²などから見直しが図られている。筆者はこの見解に賛同するものであるが、そのような展開のなかで光武帝期を視点の中心に据えたとき、つぎに述べる二つの大きな変化を看過することはできない。その一は宰相制度の丞相から三公への改制、その二は前漢の皇帝側近集団を構成した内朝官の改廃である。

前者については、本来、漢制では丞相が百官の長として官僚機構を主宰していたのに対し、成帝の綏和元年（前八）以降、三人の宰相が並立する三公制に改められ¹³、後漢もそれを継承した。しかし一方で、紙屋正和氏は章帝期（七六〜八八）以降、三公が行政、とりわけ地方行政に対して責任をとらないという傾向が強くなると指摘したうえで、その原因の一つとして「後漢では三公が分野別に分掌しているだけに、横の連絡が頻繁にとられなければ、かえって無責任体制になる」と述べておられる¹⁴。こうした宰相制度の変化が中央官制のあり方にどのような波及していったのかという点については、三公の重要性を評価する近年の研究においても十分に解明されていないのではないかと思われる。そこで、後漢の三公制は光武帝期に如何なる狙いのもとに構築されたのかという点について、両漢交替期における戦乱から出発した光武帝政権の視点より再検討したい。

後者については、前漢の内朝は加官（侍中・中常侍・給事中・散騎・諸曹・諸吏など）によって編成され、それらの官が皇帝を輔翼していたとされるが、後漢では侍中・中常侍が本官化し、給事中・散騎・諸曹・諸吏が廃止される¹⁵⁾。この点と序で述べた尚書体制の形成とを考え合わせると、両者は連動しているとも考えられる。しかしながら、後述するように、王莽新における尚書体制の形骸化や戦乱による「尚書故事」の消失などを考慮すると、尚書体制は必ずしも漸進的に発展していった訳ではない。とすれば、このような状況を受けた光武帝期はもつと注目されて良いであろう。そこで、前漢から後漢にかけて皇帝の側近集団が変化するなか、尚書体制の形成過程に占める光武帝期の位置づけを明らかにする。

本節では、こうした中央官制における構造的な変化に着目し、後漢の中央官制が光武帝期の改革を通じてどのように形成されたのかという点について考察したい。

(1) 三公

先に述べたように、近年、三公の重要性を評価する研究が見受けられるが、実はそうした研究においても、光武帝が三公を軽視していたことが指摘されている¹⁶⁾。確かに国政に厳格な態度で臨んだ光武帝の様子は史書に散見することから、光武帝が三公個人に対して厳しい態度をとっていた点は認められる。そのうえで、本項では光武帝が三公という宰相の存在をどのように位置づけようとしていたのかという点に注意を払いつつ、光武帝期における三公制の実態を明らかにする。

まず、『後漢書』の撰者・范曄は『後漢書』伝一六 宋弘列伝の論につきのように記している（以下、煩を避け、『後漢書』からの史料引用に際し、書名を省略する）。建国初期に内政面で活躍した大司徒伏湛・侯霸と大司空宋弘の列伝を記した後、

中興以後、居台相總權衡多矣。……故惠公（伏湛）造次、急於鄉射之禮、君房（侯霸）入朝、先奏寬大之令。……宋弘止繁聲、戒淫色。其有關雎之風乎。

とあるように、光武帝期の三公は宰相として権力を統べた者が多かったとする。

翻つて、前漢末の三公制は經書に見える古制を典拠として設置されたものであるが、当初から宰相制度として十分に機能していた訳ではない。成帝期の三公設置直後の状況について、『漢書』卷八三朱博伝には、

議者多以爲、古今異制、漢自天下之號下至佐史皆不同於古。而獨改三公、職事難分明、無益於治亂。

と見えている。当時の人々は「古今異制」、すなわち古制と今制（漢制）との間に齟齬が生じており、この段階では三公のみの改革であり、その職務を分明にし難かったため、混乱を来していたとする。つまり、三公制は前漢末に制度としては打ち立てられたものの、いまだ下部の官僚機構と密接に結びついたものではなかつたのである¹⁷。また、平帝期と王莽新の中央官制¹⁸では「四輔」が三公の上位にあり、三公が「權衡を總ふる」国政運営は光武帝期以降に本格化したと考えられる。

とくに、天下統一（建武一二年（三六））以前の段階においては、三公は戦時体制下の宰相として重要な役割を果たしていた。伝一六 伏湛列伝を見ると、

時大司徒鄧禹西征關中。帝以（伏）湛才任宰相、拜為（大司徒）司直、行大司徒事。車駕每出征伐、常留鎮守、總攝羣司。

とあり、大司徒司直伏湛は関中遠征中の大司徒鄧禹の代行を務めており、光武帝が親征して洛陽を不在にするたび、彼は「行大司徒事」として群臣を「總攝」していた。つまり、天下統一以前の戦乱状況において、伏湛の「行大司徒事」という地位は光武帝の不在時に群臣を統率する立場であつたことが分かる。その後、同伝の後続部分には建武三年（二七）に伏湛が大司徒に昇進した後のこととして、

其（建武五年（二九））冬、車駕征張步、留（伏）湛居守。時蒸祭高廟、而河南尹・司隸校尉於廟中爭論。湛不舉

奏、坐策免。

とあり、光武帝の親征中に行われた蒸祭（冬の祭祀）において、伏湛は河南尹と司隸校尉との言い争いを奏上しなかつたため、罷免される。大司徒伏湛の免官は彼がこの祭祀を取り仕切っていた証左であり、三公が親征中の光武帝の名代となり得る立場にあったことを示している。また、伝二六 陳元列伝を見ると、司隸校尉が三公を督察すべきであるという大司農江馮の提案に対し、陳元（大司空李通の属吏）の反対意見が載せられており、

方今四方尚擾、天下未一、百姓觀聽、咸張耳目。陛下宜修文武之聖典、襲祖宗之遺德、勞心下士、屈節待賢、誠不宜使有司察公輔之名。

と述べられている。陳元の主張は天下が混乱して統一されていない時期に「誠に宜しく公輔を司察するの名有らしむべからず」というものであり、光武帝も彼の意見を採用する（同伝）。このように両漢交替期の戦乱状況にあつて、三公は戦時体制下の宰相として国政を運営していく。つまり、前漢末に古制として出発した三公制は今制（漢制）の宰相制度として定着したと言えよう。実際、光武帝期においては、三公が中心となり、軍事・貨幣・法律・祭祀などの諸政策が形成されている¹⁹⁾。

『統漢書』百官志（以下、百官志と略称）によれば、三公の職務内容は太尉が「兵事」、司徒が「人民の事」、司空が「水土の事」を主管するとされており（百官志一）、三公の分掌が定量化されていたことが窺われる。確かに前述の紙屋氏が指摘したように、三公制は宰相職を三人で分掌するため、かえって無責任体制に陥る危険性を内包しているが、これは国政の責任をとりうる存在は皇帝一人であり、皇帝だけが全権を掌握する体制であることをも示している。祝総斌氏は、光武帝が三公制を堅持した要因として、君主権の強化と宰相権の分散・削弱を指摘されている²⁰⁾。筆者は祝氏の見解が穏当であり、建国当初の三公制は光武帝に権限を集中させるために構築されたと考える。伝二三 朱浮列伝の論に「光武・明帝は躬ら吏事を好み、亦た以て三公を課覈す」とあるように、光武帝と次代の明帝は吏事（国政運営に関わる具体的な実務）を好み、吏事によって三公の成績を評価したとされる。ただし、ここで留意すべきは、光武帝

の三公に対する統制は范曄の言う如く単なる皇帝個人の性格のみに帰せられる訳でなく、構造上、丞相のような百官の長の不在によって、皇帝だけが全般的に行政を統御する体制にあったという点である。

さらにこれに加えて、戦乱期特有の事情も考慮に入れるべきであろう。周知のように、光武帝は外戚出身の王莽による王朝篡奪を教訓とし、外戚の専権を警戒したが、『東觀漢記』卷二孝明皇帝紀を見ると、

初、世祖（光武帝）閔傷前世權臣太盛、外戚預政、上濁明主、下危臣子。

とあるように、外戚と同様に、権臣の台頭も強く警戒している。前述したように、光武帝はしばしば親征を行い、洛陽を不在にすることも多かった。その際、皇帝の名代として群臣を統率する存在は宰相たる三公であり、それだけに光武帝がこの三公に対し厳格な態度で臨む必要があったと考えられる。先に引用した大司徒伏湛の免官はその一例と言える。以上のように、後漢の三公制は、吏事を重視した光武帝に全権を集中する狙いのもとに構築されたのである。しかしながら、三公による宰相職の分掌自体は皇帝権の強化と直結する訳ではなく、それを裏付ける支配体制が整っていなければなるまい。とすれば、丞相制から三公制への変化によって、皇帝が担うべき吏事を輔翼する組織がより一層必要となったと考えられる。そこで、次項ではその中心的役割を果たした尚書について考察する。

(2) 尚書

本項では、光武帝期の尚書について考察するが、まず、それに先立って王莽新の尚書について確認しておきたい。

王莽新の尚書体制は必ずしも十全に機能していなかった。『漢書』卷九九中 王莽伝を見ると、天鳳二年（一五）のこととして、

吏民上封事書、宦官・左右開發、尚書不得知。其（王莽）畏備臣下如此。……莽常御燈火至明、猶不能勝。尚書因是為姦寢事。

とあり、「宦官・左右」が吏民の上書を開封したため、尚書はこれに関知できなかつたと言う。遂には王莽が夜明けまで執務に没頭しても、国政が遅滞してしまい、そのうえ、尚書は悪事を働き、職務を怠っていたとされる。王莽伝の記述には彼の失政を強調する意図もあるであろうが、当該期に尚書体制が形骸化してしまっていたことも確認されよう。

それ故、富田健之氏が指摘されるように、光武帝期には尚書体制の立て直し、とくに皇帝官房としての尚書の再構築が重要な政治課題としてあった²¹⁾。さらに、筆者が重視したいのは、光武帝期の尚書が前漢の旧制を順調に継承できていた訳ではなかつたという点である。伝一六 侯霸列伝には、建国後、四年経過したときのこととして、

時（建武四年（二八）無故典、朝廷又少舊臣、（尚書令侯）霸明習故事、收錄遺文。

とあり、当時は前代の「故典」が消失したため、「故事」に精通した尚書令侯霸による佚文の収集が必要とされるような状況であつた。尚書の保有した故事は、尚書がその機能を發揮する際の法制上の根拠となる²²⁾が、それは両漢交替期に一度途絶しており、光武帝期以降の佚文収集などによってその回復が図られたことが分かる。つまり、後漢の尚書体制は、前漢の旧制を踏まえたうえで、光武帝期以降、独自に再構築されていったのである。

富田氏によれば、後漢における尚書台の主要な政治機能は①詔勅の草制・発布に関わる職任、②章奏の上奏・披閱に関わる職任、③官界肅正に関わる職任、④朝会・朝議の正常なる運営に関わる職任、⑤「問状」機能、⑥官僚人事に関わる職任、⑦政策立案・審議に関わる職任に整理される²³⁾。建国期に当たる光武帝期の尚書にはその全ての政治機能が確認できる訳ではないが、文書や人事の職務に関与していた事例は見取ることができ²⁴⁾。つまり、建国当初より、尚書は文書機能と人事機能を備えた皇帝官房としての基本的な役割を果たしていた。そして、こうした尚書の諸機能を支えていたのが光武帝期に拡充された尚書組織である。

具体的な組織改革としては、A列曹尚書の増置・B尚書郎の増員が挙げられる。A列曹尚書の増置については、百官志三、少府の条に、成帝建始四年（前二九）に設置された四曹尚書（常侍曹・二千石曹・民曹・客曹）を記した後に、世祖承遵、後分二千石曹、又分客曹為南主客曹・北主客曹、凡六曹。

とあるように、光武帝期に六曹体制に拡大する。この尚書諸曹の改革で注目されるのは、尚書組織に人事部門が形成された点である。池田雄一氏によれば、成帝期に設置された三公曹（断獄を主る）は光武帝期の改革を境に州郡の考課や三公府の文書事務などに関わる職務に変更されたとされる⁽²⁵⁾。つまり、光武帝期に入り、尚書のなかで州郡の考課を掌る列曹尚書が出てきた訳であるが、これに加え、選挙を管掌する吏曹が設けられる。吏曹については、蔡質『漢官典職儀式選用』⁽²⁶⁾に、

〔尚書〕 典天下歳盡集課事。……吏曹尚書典選舉・齋祀、屬三公曹。

〔常侍曹尚書〕 主常侍・黃門・御史事、世祖改曰吏曹。

と見えており、吏曹が「選舉・齋祀」を掌っていたこと、常侍曹から吏曹への改制が光武帝期であったことが分かる。三公曹の職務変更や吏曹の設置を見ると、光武帝期における尚書諸曹の改革には成帝期の四曹体制に比べ、尚書の人事機能の充実が看取される。佐藤達郎氏は、前漢末以降、尚書が功次による通常の人事にあたっていたと指摘されている⁽²⁷⁾が、光武帝期の改革により、その人事体制は前漢末より組織面で充実したと言えよう。

B 尚書郎（百官志では尚書侍郎）の増員については、『晋書』卷二四 職官志に、

尚書郎、西漢舊置四人、以分掌尚書。……及光武分尚書為六曹之後、合置三十四人、秩四百石、并左右丞為三十六人。郎主作文書起草、更直五日於建禮門内。

とあり⁽²⁸⁾、文書の起草を掌る尚書郎の増員によつて組織内における文書作成の能力向上が想定される⁽²⁹⁾。これまで見てきた列曹尚書の増置や尚書郎の増員に示されるように、光武帝期以降、尚書の文書・人事機能には組織的な裏付けが窺われるのである。

以上のように、光武帝期には皇帝官房としての尚書の再構築が企図され、それは十分に奏功したと言える。章帝期の韋彪は「天下の樞要は尚書に在り」（伝一六 韋彪列伝）、順帝期の郎顛は「尚書の職は機衡に在り」（伝二〇下 郎顛列伝）と表現しており、これは皇帝官房としての尚書が光武帝期以降も継承されていることを端的に象徴しているように。

そればかりでなく、光武帝期には尚書組織が前漢より拡充され、皇帝官房たる尚書には組織的な裏付けが伴っていた。これは直接的には成帝期の四曹体制を発展させたものではあるが、光武帝期に顕著な尚書の組織的な充実には別の側面も窺える。それが本節の冒頭で述べた内朝官の改廃である。富田氏は前漢の内朝がいまだ十分には既存の官僚機構（外朝）と一体化していなかったが、後漢における内朝官の改廃が組織的にも機能的にもある程度一体化した形での新たな官僚機構の体制が整ってきたことを示すと指摘し、これは内朝・外朝構造の発展的解消を意味するとされる³⁰。それでは、前漢の内朝官が果たした皇帝側近官としての役割はどのようになっていったのであろうか。そこで、後漢の皇帝直属官として看取されるようになるのが「文属」官である。山田勝芳氏によれば、「文属」官とは官簿上では九卿の属官ではあるが、九卿との間に直属関係はなく、皇帝と直接的な関係をもつと指摘され、また、光武帝は「文属」官を構成する尚書・宦官を三公九卿体制のなから実質的に切り離して皇帝の直属下に置き、尚書・宦官の権力を制度的に保証したとされる³¹。

この「文属」官のなかでも、光武帝が尚書を尊重していたことについては、後漢建国の年に出された詔令より窺われる。伝一七 宣秉列伝には、建武元年（二五）のこととして、

光武特詔御史中丞與司隸校尉・尚書令會同、並專席而坐。故京師號曰「三獨坐」。

とあるように、三独坐として司隸校尉（京畿地域の長官）とともに、少府の「文属」官である尚書・御史の長官である尚書令・御史中丞が挙げられており、尚書は光武帝の直属官のなかでも特別な存在として位置づけられていた。尚書組織の拡充は、吏事を重視した光武帝の輔翼組織として尚書がその中核を担っていた点を反映していると言えよう。

以上、本節ではつぎの諸点を明らかにした。①光武帝期には三公が戦時体制下の宰相として国政を運営し、古制として出発した三公制は今制（漢制）の宰相制度として定着した。②後漢の三公制は、吏事を重視した光武帝に全権を集中する狙いのもとに構築された。ただし、これは皇帝が担うべき吏事を輔翼する組織がより一層必要となったことを示している。③王莽新における尚書体制の形骸化や両漢交替期の戦乱状況をへて、光武帝期には皇帝官房としての尚書の再

構築が企図され、それは十分に奏功した。④光武帝期には尚書組織が前漢より拡充され、皇帝官房たる尚書には組織的な裏付けが伴っていた。この尚書の組織的な充実は、光武帝の輔翼組織として尚書がその中核を担っていた点を反映している。

二 光武帝期の地方官制 — 郡県と州 —

本節では、光武帝期における地方官制のうち、郡県と州について検討する。

漢代の郡県制研究には、豊富な蓄積がある。近年では、従来の郡県制を固定的に捉えてきた研究に対し、両漢四〇〇年のなかで郡県制に展開を見出そうという視点が重視される。具体的には、地方行政の中心が前漢初期の県から前漢中後期（武帝期→元帝期）にかけて郡へと移行したと論じられる³²。また、後漢の郡県制については、紙屋正和氏によれば、郡国の列曹が急速に充実に、郡国の属吏組織と県の属吏組織とがほぼ対応するようになり、組織ぐるみの有機的関係ができあがったとする。とくに、紙屋氏は、光武帝・明帝期では郡県が中央出先の民政機関として基本的に機能していたと指摘される³³。一方、漢代の州制については、当初監察官として設置された刺史もやがて実質的には地方行政官と同じような存在になっていったとされる（以下、刺史の「行政官化」と称す）³⁴。

先学諸氏においては、各時期の郡県や州に対する見解には差異が見られるものの、巨視的に見れば、地方行政の比重が「県↓郡↓州」という変遷をたどると見なしている点は共通している。そして、後漢の地方官制について言えば、郡県の組織体制が充実に、州が行政職務にも関与するようになったと理解されている。

筆者は諸先学の見解に大筋で賛同するものである。ただし、先に筆者は後漢の地方行政の実態に関し、郡県による実務を担う直接的な行政活動と州による郡県を指揮監督する形で行われる間接的な行政活動との差異を指摘したことがある³⁵。つまり、後漢の地方官制における郡県と州との質的差異については、いまだ検討の余地が残されていると考え

られるのである。そこで、本節では、光武帝期の地方官制改革から郡県・州両者の位置づけがどのように理解できるのかという点について考察したい。

(1) 郡県

郡県制に関する改革は、建武六年（三〇）頃に相次いで実施されている。その背景には、この時期の光武帝政権が群雄との戦争において大きな節目を迎えていたことがあると考えられる。例えば、建武五年（二九）には征西大將軍馮異の関中平定、同年二月には漁陽の彭寵討伐、六月には南郡の秦豊捕獲、八月には梁国の劉紆捕獲、一〇月には琅邪郡の張歩降服、翌六年（三〇）には正月に廬江郡の李憲捕獲、二月には東海郡の董憲捕獲などが生じており、各地で光武帝の軍隊が勝利を収めている³⁶⁾。つまり、建武六年（三〇）頃に光武帝政権は本格的な地方統治体制の整備が可能となっていたのである。

まず、郡国の組織改革について、周知のように、光武帝期には建武七年（三一）三月における郡国の常備軍撤廃をはじめとする軍備縮小が実施され³⁷⁾、その前年に郡内の軍事を管掌していた都尉が廃止される（百官志五、州郡の条）³⁸⁾。また、時期は下るが、建武一四年（三八）には辺郡太守の丞も廃止されており（百官志五、州郡の条、劉昭注所引『古今注』）、内郡・辺郡を問わず、郡府の改制が行われていることが分かる。

都尉の廃止と同時期には、地方官府の冗官が整備される。紀一下 光武帝紀、建武六年（三〇）の条に、

六月辛卯、詔曰、「夫張官置吏、所以為人也。今百姓遭難、戸口耗少、而縣官・吏職所置尚繁。其令司隸・州牧各實所部、省減吏員。縣國不足置長吏可并合者、上大司徒・大司空二府。」於是條奏并省四百餘縣、吏職減損、十置其一。

とあるように、四〇〇県以上の統廃合と吏員の十分の一の削減が実現されている。その要因としては、戦乱によって戸

口が減少したことや官職が繁多となったことが挙げられており、光武帝政権が当時の官府の規模や数が適正でないと判断していたことが窺われる。

右に挙げた諸改革を見ると、郡府の改制や県の統廃合・吏員の削減など、郡県官府の組織体制が整備されたことが分かる。本節の冒頭で述べたように、紙屋氏は、後漢になると、郡県の間に組織ぐるみの有機的關係ができあがったと指摘される。筆者は、このような郡県制の変化には、光武帝期の改革の影響があつたと考えるものである。

この点を郡県数の変遷から考察しよう。秦の郡県制（三六郡、数百県）以降、郡県数は前漢末の平帝期が一〇三郡、一五八七県（『漢書』卷二八下 地理志）、王莽新が一二五郡、一二〇三県（『同』卷九中 王莽伝、天鳳元年（一四）の条）、後漢の順帝期が一〇五郡、一一八〇県（『統漢書』郡国志五）と推移した³⁹。また、郡国の増置について、前漢は高祖期〜昭帝期、後漢は明帝期〜安帝期に実施されたことが史料より窺われる（『漢書』地理志・『統漢書』郡国志）。

こうした郡県数の変遷から注目されるのは、前漢の郡県数が増加傾向にあつたのに対し、光武帝期に初めて郡県数が大幅に削減されたという点である。先に建武六年（三〇）の県の統廃合について述べたが、郡については同一〇年（三四）に襄陽郡、二〇年（四四）に五原郡が廃止されている（紀一下 光武帝紀）。『統漢書』郡国志五を見ると、

世祖中興、惟官多役煩、乃命并合、省郡・國十、縣・邑・道・侯國四百餘所。

とあるように、光武帝が「官多役煩」のため、郡県の省併を命じた結果、郡国は一〇⁴⁰、県は四〇〇以上が削減されたとされる。殊に、光武帝期における郡県数の減少は王莽新が前漢の郡県数から郡・県双方を増加させたのとは非常に対照的である。

前引光武帝紀の建武六年（三〇）の詔に示されていたように、光武帝期には戦乱による戸口の減少にともない、郡県官府に冗官が生じており、この点は光武帝政権も問題視していた。郡県数の減少は、各官府の管轄範囲が広がり、管理すべき戸口数も増加することを意味している。とすれば、両漢交替期の戦乱による戸口の減少のため、光武帝期に郡県

官府の整理が行われたと考えられよう。周知のように、同じ戦乱期でも魏晋南北朝においては行政区画の数が漸増し、文字通り十羊九牧の状態となっている⁽¹⁾。これと比較すれば、光武帝期は郡県の統廃合によって、郡県制全体が適正な規模に調整されたと言える。

以上のように、郡府の改制・吏員の削減などによって各官府の組織体制が整備され、郡県の統廃合によって郡県制全体も適正な規模に調整されたのである。先以後漢の郡県制には組織ぐるみの有機的関係ができあがったとする紙屋氏の指摘を引用したが、当時の実情に即した光武帝期の施策によって郡県制の基調が定まったことは重要な意味をもっていたのではないかと思われる。そして、後漢の郡県制は光武帝期の路線に沿って展開したと考えられるのである。

とりわけ、郡国については、前漢が民政系統（太守）と軍政系統（都尉）とが併存していたのに対し、前述した都尉の廃止により、太守を頂点とする民政系統に一元化されており、光武帝期の軍備縮小は郡国における民政機能の重視の表れと見なすことができる。ただし、この体制には別の側面が生じることとなる。鎌田重雄氏は、前漢の郡制は太守・都尉相互に牽制させつつ、それぞれの専権を抑制するという体制であったと指摘される⁽²⁾。とすれば、前漢と比較して、後漢においては郡太守に対する統制の重要性がさらに高まったと言えよう。これには様々な手段が考えられ、その代表的なものとしては州による統制を挙げることができる。そこで、次項では州制について考察したい。

(2) 州

後漢の州制について、先に筆者は「後漢時代における刺史の『行政官化』再考」⁽³⁾（以下、前稿と称す）と題する小論を発表し、私見を述べたことがある。その要点をまとめると、以下の通りになる。①建武一八年（四二）に前漢末く後漢初の間存在した州牧は廃止され、刺史は六百石の監察官として再指定される（以下、刺史改革）。これ以降、後漢を通じて（後漢末を除く）刺史の本質的側面には監察官としての性格が濃厚に保持されていた。②後漢の刺史は行政職

務に関与してはいたが、その実態は実務を担った郡県を指揮監督する形で行われていたにすぎず、州府組織は郡県に比べ大規模なものではなかった。③後漢の刺史は「皇帝の使者」として認識され、「使君」（使者の尊称）という別称で呼ばれた。ここには刺史が郡県の行政官と異なる、皇帝の名代としての存在であったことが象徴的に示されている。

右に挙げた諸点を踏まえうえて、本項では、前漢末以降の州牧制度との比較を通じて、光武帝期における州制の特質を考察し、私見を補強したい。

成帝の綏和元年（前八）、武帝期に設置された刺史は州牧に改められる。このとき、丞相翟方進と大司空何武は「刺史は位下大夫なり、而るに二千石に臨めば、輕重は相ひ準ぜず、位次の序を失へり」と指摘し、州牧の設置を主張した（『漢書』卷八三・朱博伝）。藤岡喜久男氏は、州牧の設置によつて、官秩上、州牧（真二千石）は九卿（中二千石）と郡国守相（二千石）との間の官僚として措定されたと指摘される¹¹⁾。その後、王莽新の州牧については、天鳳元年（一四）の州牧設置時に五等爵（公・侯・伯・子・男）の有爵者を代々各級の地方官に任じると規定されており、州牧には公爵が任命された。州牧以下は、侯爵が漢制の郡太守に相当する卒正、伯爵が連率、子爵が郡都尉に相当する属令、男爵が属長を世襲したとする（『同』卷九九中・王莽伝）。

要するに、前漢末の官制では「九卿（中二千石）―州牧（真二千石）―郡国守相（二千石）」の官秩序列が窺われるのに対し、王莽新の地方官制では「州牧（公爵）―卒正（侯爵）・連率（伯爵）―属令（子爵）・属長（男爵）」と爵位の序列が反映しているのである。両者に共通するのは「位次の序」（前引朱博伝）の重視であり、地方官制においては州牧がその最上位に位置づけられていたのである。

これに対し、前稿で明らかにしたように、光武帝期の刺史改革は、前漢末々王莽新の「位次の序」に則した体制とは相反するものである。つまり、後漢の刺史は単なる前漢の旧制の復活ではなく、「位次の序」とは異なる秩序論理のもとに存在していたのである。

そして、その萌芽は刺史改革より前に見て取ることができる。光武帝期に新汲令を経験したことがある王隆（伝七〇

上文苑列伝)の『漢官解詁』を見ると、

京畿師外、十有三牧、分部馳郡行國、督察在位、奏以言、錄見囚徒、考實侵冤、退不錄職、狀狀進一奏事焉。

とあるように、十三州牧(建武一年(三六)に朔方牧が廃止されて十二州牧となる)の基本的な役割が郡国を巡行し、地方官を督察することであると記されている。実際、伝二三朱浮列伝には、建武六年(三〇)の頃のこととして、

舊制、州牧奏二千石・長吏不任位者、事皆先下三公、三公遣掾史案驗、然後黜退。帝時用明察、不復委任三府、而權歸刺舉之吏。

とある。光武帝は、州牧が郡県の不適格者を上奏した際、「舊制」では行われていた三公府の審査を廃止し、その権限は「刺舉の吏」(州牧)に帰したと言う。同伝の続きには、これに対する執金吾朱浮の上疏として、

(光武帝)即位以來、不用舊典、信刺舉之官、黜鼎輔之任、至於有所劾奏、便加免退、覆案不關三府、罪譴不蒙澄察。陛下以使者為腹心、而使者以從事為耳目、是為尚書之平、決於百石之吏。

と述べられているように、朱浮は地方官の人事が三公府を排除して「刺舉の官」(州牧)の劾奏と尚書の判断によって決められる点を批判する。朱浮の視点から見ると、「使者」である州牧はまさに光武帝の「腹心」であり、それは「舊典」とは異なる政治体制であったのである。朱浮の上疏は「舊典」を尊重しない光武帝に対する批判にその主眼があったと考えられ、当時の政治体制を把握していた人物のものとして傾聴に値するであろう。

これを前漢末く王莽新の州牧制度と比較するならば、光武帝にとって州牧は単なる地方長官ではなく、地方に派遣した皇帝の使者であり、かつ自己の腹心と見なされるような存在であったと言える。天下統一後、こうした州牧の位置づけを制度的に明確にしたのが刺史改革であった。その背景には、皇帝親政を企図した光武帝の政治姿勢が考えられる。

『東觀漢記』卷一 光武皇帝紀を見ると、

上躬親萬機、急於下情、乃令上書啟封則用、不得刮璽書、取具文字而已。

とあり、光武帝自身が万機を統べ、下情を知ること務めたことが記されているが、この皇帝親政の一端を支えたのが

皇帝の名代として地方に派遣された刺史であつたのである。

従来の研究は、後漢の州が行政職務に關与していたことを重視する一方、州と郡県との間にある行政活動の質的差異については必ずしも注目してこなかつた。これに対し、前稿において筆者は、州による行政活動は地方行政の実務が主任務ではなく、主として郡県を指揮監督する形で行われていたことを指摘した。確かに監察と行政とはその職務内容を異にするが、こうした行政形態において州の役割は郡県を統制するという点では監察機能と軌を一にする。つまり、一面において、州による郡県に依存した行政活動は、郡県統制の一形態であつたとも考えることができよう。以上のよう考えて大過ないとすれば、刺史改革当初における州制の基本的な役割は郡県のように民政そのものを行うことではなく、郡県以下の民政機關を統制することにあつたと考えられるのである。そして、後漢の州による行政活動が郡県を指揮監督する形で行われたという点は、その郡県統制が従前の監察機能をもとに、行政の実施面にまで及ぶようになつたことを示しているのである。

以上、本節ではつぎの諸点を明らかにした。①光武帝期には戦乱による戸口の減少と郡県官府の冗官のため、各官府の組織体制が整備され、郡県の統廃合によつて郡県制全体も適正な規模に調整された。②光武帝期の軍備縮小は郡国における民政機能の重視の表れと見なすことができるが、前漢の太守・都尉を相互に牽制させる体制が変化したため、州による統制の重要性はより高まつた。③前漢末く王莽新の州牧は最上位の地方長官として位置づけられた。他方、皇帝親政を企図した光武帝は、刺史改革によつて監察官としての刺史を単なる地方長官ではなく、地方における皇帝の名代として制度的に位置づけた。④州制はその基本的な役割が民政そのものを行うことではなく、郡県以下の民政機關を統制するために措定された。後漢の州による行政活動が郡県を指揮監督する形で行われたという点は、郡県に対する統制が行政の実施面にまで及ぶようになつたことを示している。

三 光武帝期の官制改革とその影響

前節までは、光武帝期の中央官制・地方官制に関する改革について、個別に各官の実態を究明してきた。これを踏まえ、本節では当該改革によって形成された官制を総体的に考察するため、とくに中央官制と地方官制との関連性を明らかにする。そのうえで、光武帝期の官制改革が進展した時代背景やこれより後の後漢官制に与えた影響を明らかにし、その歴史的意義について私見を述べたい。

光武帝期の官制改革の特徴として、百官志の冒頭には、

世祖中興、務從節約、并官省職、費減億計、所以補復殘缺、及身未改、而四海從風、中國安樂者也。

と記述されており、それが「官を并はせ職を省く」「節約」にあつたとする。また、安帝期の陳忠も、伝三六 陳寵列伝 附陳忠列伝に、

建武之初、新承大亂、凡諸國政、多趣簡易。

と述べており、光武帝期の国政は「簡易」であつたとする。確かに光武帝期には「節約」・「簡易」を基調として、中央では三公が宰相として、尚書が皇帝官房として、地方では郡県が民政機関として、州が監察機関として、それぞれの基本的な役割を全うすべく整備・強化されたと言える。しかし、これだけでは各官府の効率化を図ることができて、光武帝による皇帝親政のもと、官府同士が組織的に連携する枠組みは十分でない。この点で重要な機能として作用したのが人事と監察であつたと筆者は考える。以下、中央官制と地方官制との関連性に留意しつつ、具体的に検討してみよう。

まず、人事については、とりわけ地方官の人事運営について考察したい。紙屋正和氏は、漢代の中央政府が地方政治を把握する主たる手段は上計・考課制度であると指摘されたうえで、後漢については、三公が地方行政の日常業務を統

轄・指導し、郡国からの上計簿を受理し、審査する体制になっていたとされる¹⁵⁾。一方、一節二項で述べたように、前漢末以降、尚書が功次による通常の人事を担っており、その対象は六百石以上の官（河南尹・三輔、郡国の守相や郡丞、県令など）であった。前漢では丞相が百官の長として上計・考課とともに、人事運営をも担っていた点と比較すると、後漢では三公が地方官の上計・考課を担うが、六百石以上の地方官に対する具体的な人事処遇は尚書に委ねられていたことになる。つまり、中央政府が人事面で地方官府を統制する際、三公が宰相として上計・考課を、尚書が皇帝官房として地方官の人事運営を分担していた。さらに、前述したように、光武帝期における尚書の組織改革をへて、尚書の人事機能は組織として充実し、その人事運営には組織的な裏付けが伴っていたのである。

つぎに、監察について、光武帝期には中央・地方の監察体制が再編される¹⁶⁾。すなわち、中央では大司徒司直（前漢では丞相司直）の廃止と御史台の重視により、前漢の丞相系統・御史系統が併存していた体制からの転換が図られ、地方でも州牧の廃止・刺史の復活という刺史改革が実施される。また、御史台は尚書との関係を緊密にしていた。光武帝期の王隆『漢官解詁』（『太平御覽』卷二二五 職官部二三所引）を見ると、

建武以來、省御史大夫官屬入侍蘭臺。蘭臺有十五人、特置（御史）中丞一人以總之。此官得舉非法、其權次尚書。とあり、御史大夫（前漢末に大司空に改称）の官属が蘭台に入侍するようになり、この頃には御史中丞の権限が尚書に次ぐと見なされるようになる。蘭台令史は「劾奏を書くを掌る」（『漢官儀』）官であるが、このなかで有能な蘭台令史は尚書各曹の文書を掌る尚書令史に抜擢されており（『漢官典職儀式選用』）、こうした尚書と蘭台との人事交流も両者の結びつきを強めたであろう。

いま一度、光武帝期の三独坐（御史中丞・司隸校尉・尚書令）を振り返ってみると、御史中丞は中央監察機関である御史台の長官、司隸校尉は京畿地域の長官であるとともに、監察官をも兼ねていた。そして、尚書令は監察活動と関連のある文書伝達と人事運営を担っており、この三者を尊重する姿勢は後漢建国の段階より明示されていたのである。尚書と監察活動との関連を示す好例が次代の明帝期のこととして、伝三一 鍾離意列伝に見える。明帝が「耳目」を使つ

て監察させていたことを記した後に、

朝廷莫不悚慄、爭為嚴切、以避誅責。唯（尚書僕射鍾離）意獨敢諫爭、數封還詔書、臣下過失輒救解之。

とあり、多くの官吏は明帝の処罰を恐れるなか、尚書僕射鍾離意はしばしば「詔書を封還」し、臣下の過失がその度に救われたと言う。ここでは尚書僕射が厳しすぎた明帝の政治を緩和させ、国政に大きな影響を与えたこと示しているが、さらに注目されるのは尚書の次官である尚書僕射が監察による百官の処遇を左右することが可能であったという点である。

地方監察においても、二節二項で述べたように、光武帝期には尚書が刺史（刺史改革より前は州牧）の劾奏を踏まえて、地方官の免官を決した（前引伝三三 朱浮列伝）。また、刺史の劾奏に対する返書は「制書」の形式で発給されるが、この「制書」は皇帝の御璽のうえに、尚書令の印を以て重ねて封じる規定であった（蔡邕『独断』卷上）。尚書は地方官の人事運営とともに、刺史の劾奏やその返書という文書伝達の面からも監察活動を支えていたのである。それに加え、一節二項で述べたように、光武帝期には文書を起草する尚書郎が増員され、尚書の文書作成が組織的に充実しており、これは尚書が監察活動を支えるうえで有効であったと考えられる。つまり、中央の御史台と地方の州、そして中央・地方の監察活動を支え、かつ人事運営を担っていた尚書とが組織的に機能するようになったのが光武帝期であったのである。

以上のように、光武帝のもと、人事・監察を中心として、中央と地方とが組織的に連携する枠組みは確立したと考えられる。光武帝と明帝の時代、すなわち後漢建国から五〇年間（二五〜七五）は皇帝親政が実施された時期に当たる。東晋次氏によれば、光武帝・明帝の統治理念とは、諸功臣・外戚への権力集中を抑制しながら、文吏（実務に通じた事務官僚）を駆使して法による皇帝一元支配の樹立を図ることであったとされる¹⁷⁾。とくに、王莽新における尚書体制の形骸化や両漢交替期の戦乱状況をへて、光武帝期に尚書組織が拡充され、これ以降、尚書が組織として人事では直接的に、監察では間接的に機能していた点は重要である。富田健之氏は、前漢後期から後漢前半期という長期的な観点か

ら尚書体制の形成過程を論証されている。筆者は富田氏の論に賛同するものであるが、光武帝期以降の尚書による組織的な支配は前漢の旧制を継承しながらも、前漢とは質的に異なっていたのではないかと考えるものである。さらに、地方官制に目を転じれば、光武帝期にはこれと足並みを合わせたように刺史を監察官に再措定する刺史改革が行われている。つまり、皇帝親政を志向した光武帝にとって自身を輔翼する組織体制が必須となってくるが、その中核に位置づけられたのが中央官制では尚書、地方官制では刺史であったのである。

それでは、これまで考察してきた光武帝期の官制改革が進展した時代背景についてはどのように考えられるのであろうか。まず、光武帝が支配体制の強化を企図した要因としては、一節一項で述べたように、前漢に見られた権臣や外戚の専権に対する警戒がある。そのため、光武帝は皇帝自身が万機を統べる体制をとることとなる（前引『東觀漢記』卷一「光武皇帝紀」。光武帝の政治姿勢については「毎に旦あしたに朝を視、日仄かたむきて乃ち罷む。」（紀一下「光武帝紀」と見えるように、毎日早朝から夕方まで政務を取り行っていたと記述されている。しかしながら、皇帝親政を志向したのは光武帝だけではない。光武帝期の近例としては、王莽が挙げられる。王莽は自分が篡奪以前に権力を独占して漢朝の政治を掌握したので、皇帝に即位してからは権臣が出現しないように、務めて自身で諸事を統轄しようとした（『漢書』卷九九中「王莽伝」）。つまり、このような政治姿勢は王莽と光武帝の両者は共通しているのである。とすれば、光武帝期に特有な現象とは何であろうか。

光武帝を王莽や両漢の諸帝と比較した場合、創業期の高祖や最末期の献帝を除けば、光武帝はどの皇帝よりも過酷な戦乱状況にいた。当然、光武帝も当初は両漢交替期の群雄の一人に過ぎなかった訳であり、光武帝政権は戦乱のなかで国政を運営していかねばならず、天下統一後は内政の安定に腐心した。光武帝政権にとって、国家統治を支える官制を時代環境に適合できなければ、建国初期は自らの生存さえ危ぶまれる状況にあり、天下統一後はそれが統一帝国の維持に支障を来す原因ともなり得る。つまり、前漢という統一帝国を継承した王莽が「好みて制度を變改し」（『同』王莽伝）、理念的な国家体制の実現に邁進できたのと異なり、光武帝は統一帝国を再建・維持するため、当時において適合

的な施策を講じることとなったのではあるまいか。実際、王莽は一節二項で述べたように、その輔翼組織が必ずしも機能せず、彼が夜明けまで執務に没頭しても、国政は遅滞してしまい、やがて新王朝は短期間で滅亡する。これに対し、両漢交替期の群雄割拠から台頭した光武帝による諸政策は、当時の実情に即して実施せざるを得ない戦乱のもどで行われる。このような時代背景は官制改革にもすくなくならず影響を与えたものと考えられる。二節二項では光武帝が「即位せられてより以來、舊典を用ゐず」という朱浮の上疏を引用したが、逆に言えば、当時はもはや「舊典」を復活させるだけで十分な状況ではなかったのである。こうした戦乱状況のなか、光武帝による皇帝親政のもと、皇帝に権限が集中する組織体制が促進されることとなる。この点は、これまでの研究では軽視されていたと言える。

最後に、光武帝期の官制改革がこれより後の後漢官制に与えた影響を考察したい。従来より、後漢官制に顕著に現れる現象として、中央の尚書と地方の刺史との重要性が前漢に比して高まった点が指摘されている¹⁹⁾。このような認識は概ね諸先学に通ずるものであり、「波紋的循環発生」論とも軌を一にする。これに対し、中央官制の尚書に関しては、「波紋的循環発生」論を批判した富田氏が尚書の皇帝官房という役割に着目しているが、これは宰相たる三公とは異なる役割を期待されたものであった。すなわち、富田氏は、三公の主宰する官僚機構が国政運営機能を高める一方、皇帝による組織的支配を輔翼する尚書体制が形成されたという点に官制の質的發展を見出されている。筆者は、こうした三公と尚書との機能的差異を郡県の民政機能と州の監察機能との差異に照応させるならば、同様の構図が地方官制にも当てはまるのではないかと考える。つまり、後漢の郡県においては民政機関としての属吏組織が充実し、郡県の間に組織的、かつ有機的な関係ができあがる一方、州においては監察機能を核として行政面でも郡県を統制し、両者が異なる役割をもって機能する地方統治体制が構築されたのである。

ここで注目されるのは、後漢を通じて看取される尚書と刺史の別称である。すなわち、尚書は「陛下の喉舌」・「喉舌の官」という皇帝側近官を表現する別称で呼ばれ¹⁹⁾、また、前稿で明らかにしたように、「皇帝の使者」として認識されていた刺史は「使君」（使者の尊称）という別称で呼ばれていた。このことから、当時の人々は両官を単なる一般

官僚とは異なるものとして認識していたことが窺われる。他方、後漢の最末期に至ると、中央官制では相国董卓（中平六年（一八九）・丞相曹操（建安一三年（二〇八））の出現により皇帝だけが全権を掌握する体制は崩れてしまい、地方官制では中平五年（一八八）に設置された州牧を中心として地方軍閥が割拠し、後漢統一帝国は瓦解する⁵⁰。いざずれの現象も当時の政治情勢から出来たものではあるが、巨視的に見れば、光武帝期に確立した皇帝支配体制の破綻を象徴するものと言えよう。

序で述べたように、近年の漢代史研究は、前漢末〜後漢初における国家体制の再編に着目している。その一翼を担う官制について言えば、光武帝期の改革を通じて再編されたというのが私見である。しかし、それ以上に筆者が重視したのは、「両漢交替期という戦乱の時代から生じた皇帝支配体制の変化である。つまり、両漢交替期をへて、中央の「陛下の喉舌」たる尚書と地方の「皇帝の使者」たる刺史とが相まって皇帝支配を組織的に支える体制が構築されたことにより、皇帝支配の体制化は確立したと考えられるのである。ただし、それは前漢以来の職務範囲の拡大や権限の増大といった単なる量的拡大ではなく、官制の質的發展にともなう帰結として理解すべきである。

おわりに

本稿での検討をまとめると、以下のようになる。

- ① 光武帝期には三公が戦時体制下の宰相として国政を運営した。後漢の三公制は、吏事を重視した光武帝に全権を集中する狙いのもとに構築されたが、これは皇帝が担うべき吏事を輔翼する組織がより一層必要となったことを示している。王莽新における尚書体制の形骸化や両漢交替期の戦乱状況をへて、光武帝期には皇帝官房としての尚書の再構築が企図され、それは十分に奏功した。当該期における尚書組織の拡充は、光武帝の輔翼組織として尚書がその中核を担っていた点を反映している。

② 光武帝期には郡県官府に冗官が生じたため、郡県の組織体制が整備された。当該期の軍備縮小は、郡国における民政機能の重視の表れと見なすことができる。また、光武帝は刺史改革によつて監察官としての刺史を地方における皇帝の名代として制度的に位置づけた。州制における基本的な役割は郡県以下の民政機関の統制であった。後漢の州が郡県を指揮監督する形で地方行政に関与していたのは、郡県に対する統制が行政の実施面にまで及ぶようになったことを示している。

③ 光武帝による皇帝親政のもと、人事・監察を中心として、中央と地方とが組織的に連携する枠組みは確立した。戦乱期に形成された光武帝政権においては、統一帝国を再建・維持するため、時代環境に適合的な施策を講じざるを得ず、この点が官制改革に影響を与える。その結果、当該期に官制改革が進展し、光武帝に権限が集中する組織体制が促進されることとなる。

④ 諸先学が指摘するように、尚書と刺史の重要性が後漢を通じて高まっていくが、それは前漢以来の職務範囲の拡大や権限の増大といった単なる量的拡大ではない。光武帝期に中央の「陛下の喉舌」たる尚書と地方の「皇帝の使者」たる刺史とが相まって皇帝支配を組織的に支える体制が構築されたことにより、皇帝支配の体制化は確立した。ただし、この点は官制の質的発展にともなう帰結として理解すべきである。

右の検討が当を得たものであるならば、富田健之氏の説く尚書体制のような官制の質的発展は中央官制だけではなく、地方官制にも生じたことになる。和田清氏の「波紋的循環発生」論に見られるように、中国史における官制は中央と地方の双方で展開した。漢代について言えば、光武帝期の官制改革によつて、皇帝支配の体制化は中央・地方総体として確立したのである。その時代背景として、両漢交替期における戦乱状況があった。後漢という統一帝国が再建されるなか、光武帝による皇帝親政のもと、皇帝に権限が集中する組織体制が促進され、官制の質的発展が生じたというのが本稿の結論である。

註

- (1) 漢代の官制史研究については、米田健志「日本における漢代官僚制研究」(『中国史学』一〇、二〇〇〇年)参照。なお、光武帝(劉秀)の評伝としては、安作璋・孟祥才『漢光武帝大伝』(中華書局、二〇〇八年)、後漢時代史研究の専著としては、狩野直禎『後漢政治史の研究』(同朋舎出版、一九九三年)、渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』(雄山閣出版、一九九五年)、東晋次『後漢時代の政治と社会』(名古屋大学出版会、一九九五年)参照。
- (2) 渡辺信一郎「中華帝国・律令法・礼的秩序」(川北稔・鈴木正幸編『シンポジウム 歴史学と現在』柏書房、一九九五年、所収)、「天下観念と中国における古典的国制の成立」(二〇〇二年初出、同氏『中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から―』校倉書房、二〇〇三年、所収)参照。
- (3) 保科季子「前漢後半期における儒家礼制の受容―漢的伝統との対立と皇帝観の変貌―」(『歴史と方法三 方法としての丸山眞男』青木書店、一九九八年)参照。
- (4) 阿部幸信「漢代官僚機構の構造―中国古代帝国の政治的上部構造に関する試論―」(『九州大学東洋史論集』三二、二〇〇三年)参照。
- (5) 渡邊義浩「後漢儒教の固有性―『白虎通』を中心として―」(二〇〇五年初出、のち改題のうえ、同氏『後漢における「儒教国家」の成立』汲古書院、二〇〇九年、所収)参照。
- (6) 和田清編著『支那官制発達史―特に中央集権と地方分権との消長を中心として―』(一九四二年初出、汲古書院、一九七三年)序説四頁参照。
- (7) 富田健之「漢代政治制度史に関する二・三の問題―内朝・外朝及び尚書問題についての近年の研究をめぐって―」(『東アジア―歴史と文化―』一、一九九二年)一五頁―一六頁参照。その他、富田氏の論考としては、A「内朝と外朝―漢朝政治構造の基

- 礎的考察―」（『新潟大学教育学部紀要 人文・社会科学編』二七―二、一九八六年）、B「漢時代における尚書体制の形成とその意義」（『東洋史研究』四五―二、一九八六年）、C「前漢後期における尚書体制の展開とそれをめぐる諸問題―中書宦官・三公制形成・王莽政権―」（『東アジア―歴史と文化―』七、一九九八年）、D「後漢前半期における皇帝支配と尚書体制」（『東洋学報』八一―四、二〇〇〇年）などを参照。
- (8) 拙稿A「後漢時代における刺史の『行政官化』再考」（『九州大学東洋史論集』三六、二〇〇八年）、B「後漢末の州牧と刺史について」（『日本秦漢史学会会報』一〇（刊行予定））。
- (9) 本稿で言う「両漢交替期」とは、居攝元年（六六）、王莽政権に対する劉氏の叛乱が相次いだ時期から、建武二年（三六）、光武帝がほぼ天下を統一するまでの時期のことを指す。詳細は前掲註(8)拙稿Aの註(1)参照。
- (10) 例えば、勞榘「論漢代的内朝与外朝」（『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』一三、一九四八年）、増淵龍夫「漢代における国家秩序の構造と官僚」（一九五二年初出、同氏『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年、所収）、西嶋定生「武帝の死―『塩鉄論』の政治史的背景―」（一九六五年初出、同氏『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、一九八三年、所収）、鎌田重雄「漢代の尚書官―領尚書事と録尚書事とを中心として―」（『東洋史研究』二六―四、一九六八年）など。
- (11) 例えば、祝総斌『両漢魏晋南北朝宰相制度研究』（中国社会科学出版社、一九九〇年）、紙屋正和「後漢時代における地方行政と三公制度」（二〇〇三年初出、同氏『漢時代における郡県制の展開』朋友書店、二〇〇九年、所収）、渡邊将智「両漢代における公府・將軍府―政策形成の制度的変遷を中心に―」（『史滴』二八、二〇〇六年）、「後漢時代の三公と皇帝権力―宦官の勢力基盤と徴召の運用を手がかりとして―」（『史観』一五六、二〇〇七年）など。
- (12) 前掲註(7)富田健之氏の一連の論考はこうした観点からの研究を代表する。
- (13) 前漢末の三公制形成については、山田勝芳「前漢末三公制の形成と新出漢簡―王莽代政治史の一前提―」（『集刊東洋学』六八、一九九二年）参照。
- (14) 前掲註(11)紙屋氏論文参照。

光武帝期の官制改革とその影響（植松）

- (15) 藤田高夫「前漢後半期の外戚と官僚機構」(『東洋史研究』四八―四、一九九〇年)、米田健志「前漢後期における中朝と尚書―皇帝の日常政務との関連から―」(『東洋史研究』六四―二、二〇〇五年) 参照。
- (16) 例えば、前掲註(11)祝氏著書、紙屋氏論文参照。
- (17) 哀帝期にも三公制の改革が行われている(『漢書』卷一一 哀帝紀、元寿二年〔前二〕五月の条)が、翌月には哀帝が崩御してしまい、その翌年に四輔が置かれる。
- (18) 王莽官制については、東晋次『王莽 儒家の理想に憑かれた男』(白帝社、二〇〇三年) 参照。
- (19) 例えば、対匈奴政策(伝九 耿弇列伝附耿国列伝、伝七九 南匈奴列伝)、五銖銭の可否(伝一四 馬援列伝)、蔽刑・緩刑の議論(伝一七 杜林列伝、伝二四 梁統列伝)、辟雍・明堂(伝二五 張純列伝)や堯の祭祀の議論(『統漢書』祭祀志上)など。
- (20) 前掲註(11)祝氏著書五八頁―六〇頁参照。
- (21) 前掲註(7)富田氏C論文の註(30)参照。
- (22) 前掲註(7)富田氏B論文四三頁参照。
- (23) 前掲註(7)富田氏D論文五頁参照。
- (24) 文書の事例は、前述した佚文収集の他、郡県から尚書への列侯相続者の報告(紀一上 光武帝紀、建武二年〔二六〕の条)、一胡降檄の署名(伝一九 鮑永列伝附鮑昱伝)など。人事の事例は、官吏を拝命する日の決定(伝一六 伏湛列伝)、三公推挙の調査(伝一六 馮勤列伝)、三公掾属の禁锢解除(伝六九上 儒林列伝・戴憑伝)など。
- (25) 池田雄一「廷尉平と直指繡衣使者―漢代の司法行政一斑―」(一九八七年初出、のち改題のうえ、同氏『中国古代の律令と社会』汲古書院、二〇〇八年、所収) 参照。
- (26) 漢官六種からの史料引用に際し、本稿では『漢官六種』(中華書局、一九九〇年)を底本とする。
- (27) 佐藤達郎「尚書の銓衡の成立―漢代における『選挙』の再検討―」(『史林』七八―四、一九九五年) 参照。
- (28) 尚書郎の増員を光武帝期に特定しない史料もある(『宋書』卷三九 百官志載録の『漢官儀』が、列書尚書の増置は属下の尚書

郎と密接な関係にある。『晋書』職官志が尚書郎の増員を尚書組織の基本構造が確立した当該期としたのは穏当と言えよう。

- (29) 文書伝達の中核機関としての尚書台については、渡邊将智「政策形成と文書伝達―後漢尚書台の機能をめぐって―」(『史観』一五九、二〇〇八年) 参照。

- (30) 前掲註(7)富田氏A論文参照。この点、渡邊将智「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」(『史学雑誌』一一一九―一二、二〇一〇年)は「武帝期以来の『内朝官』を解体して側近官を縮小再編成し」たと指摘されている。

- (31) 山田勝芳「後漢の大司農と少府」(『史流』一八、一九七七年)参照。

- (32) 例えば、重近啓樹「前漢の国家と地方政治―宣帝期を中心として―」(『駿台史学』四四、一九七八年)、前掲註(11)所掲の紙屋氏著書、佐藤直人「秦漢期における郡―県関係について―県の性格変化を中心に―」(『名古屋大学東洋史研究報告』二四、二〇〇〇年)、小嶋茂稔「前漢における郡の変容と刺史の行政官化についての覚書」(二〇〇四年初出、のち改題のうえ、同氏『漢代国家統治の構造と展開―後漢国家論研究序説―』汲古書院、二〇〇九年、所収)など。

- (33) 前掲註(11)所掲の紙屋氏著書参照。

- (34) 漢代の州制研究としては、櫻井芳朗「御史制度の形成(上)(下)」(『東洋学報』二三―二・三、一九三六年)、嚴耕望『中国地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』(一九三六年初出、中央研究院歷史語言研究所專刊之四五、一九九〇年)、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』下冊(齊魯書社、一九八五年)、王勇華『秦漢における監察制度の研究』(朋友書店、二〇〇四年)、前掲註(32)所掲の小嶋氏著書など。

- (35) 前掲註(8)拙稿A第二節参照。

- (36) 両漢交替期の群雄については、木村正雄『中国古代農民叛乱の研究』(東京大学出版会、一九七九年)、前掲註(32)所掲の小嶋氏著書第一章「後漢建国に至る政治過程の特質と郡県制」参照。

- (37) 光武帝期の軍備縮小については、濱口重國「光武帝の軍備縮小と其の影響」(一九四三年初出、同氏『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版会、一九六六年)、小林聡「後漢の軍事組織に関する一考察―郡国常備兵縮小後の代替兵力について―」(『九州大

光武帝期の官制改革とその影響(植松)

- 『学東洋史論集』一九、一九九一年）などを参照。
- (38) ただし、後漢でも辺郡では都尉が設置されることがある（百官志五、州郡の条）。
- (39) 両漢の県数については、前掲註(11)所掲の紙屋氏著書五九一頁～五九二頁の註(56)で指摘されるように、『漢書』地理志・『統漢書』郡国志の記述と各郡ごとに記された県数の総数（地理志が一五七七県、郡国志が一六〇県）とは異なる。
- (40) 光武帝期における諸侯王国の省併については、鎌田重雄「後漢の王国」（一九六〇年初出、同氏『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会、一九六二年、所収）参照。
- (41) 例えば、濱口重國「所謂、隋の郷官廃止に就いて」（一九四一年初出、前掲註(37)所掲の濱口氏著書下巻所収）などを参照。
- (42) 鎌田重雄「漢代の郡都尉について」（一九四七年初出、のち改題のうえ、前掲註(40)所掲の鎌田氏著書所収）参照。
- (43) 前掲註(8)拙稿A参照。
- (44) 藤岡喜久男「前漢の監察制度に関する一考察―特に、刺史と郡県制度との関聯について―」（『史学雑誌』六六一―八、一九五七年）参照。
- (45) 前掲註(11)所掲の紙屋氏著書参照。とくに、第八章「尹濟漢墓簡牘と上計・考課制度」（一九九七年初出）参照。
- (46) 前掲註(34)櫻井氏論文参照。なお、光武帝期の監察体制では低秩官による監察が重視されたことについては、前掲註(8)拙稿A第一節参照。
- (47) 東晋次「後漢初における皇帝支配と外戚・諸王」（一九七五年初出、のち改題のうえ、前掲註(1)東氏著書所収）参照。
- (48) 例えば、櫻井芳朗「秦漢時代」（前掲註(6)所掲の和田氏編著書所収）参照。
- (49) 尚書の「陛下の喉舌」という別称については、前掲註(7)富田氏B論文参照。
- (50) 後漢末における州制の質的変容については、前掲註(8)拙稿B参照。